

また、囲い込み、封じ込め作業にあつては、特定建築材料を囲い込みまたは封じ込める作業の開始の日がこれにあたる。

【罰則について】

法第 18 条の 15 第 1 項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられる（法第 34 条第 1 号）。

法第 18 条の 15 第 2 項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処せられる（法第 37 条）。

なお、事前の石綿等の使用箇所および使用状況に係る調査の実施については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条の規定に基づき、建築物等の解体等を行う事業者に義務付けられている。

2.6 計画変更命令

（計画変更命令）

法第 18 条の 16 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

【解説】

法第 18 条の 15 第 1 項の規定による届出に係る特定粉じん排出等作業が作業基準に適合しない場合の都道府県知事の計画変更命令について規定されているものである。当該届出がされた時点で、その内容が作業基準に適合しているどうかを行政庁が確認できるものであり、基準に適合していないと認められる場合には、あらかじめ作業を開始する前に計画の変更を命じ、適正な作業を行わせることができるものである。

【罰則について】

計画変更命令に違反した者については、6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条の 2 第 1 項）。

2.7 作業基準の遵守義務と適合命令等

（作業基準の遵守義務）

法第 18 条の 17 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

（作業基準適合命令等）

法第 18 条の 18 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、または当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

【解説】

特定粉じん排出等作業の施工者に対し、作業基準の遵守を義務付けるものである（作業基準の具体的内容については、2.4 作業基準を参照）。

なお、作業基準の遵守義務違反については、直罰規定の適用はなく、義務の履行は適合命令による規制措置を通じて担保されている。

【用語】

〔特定工事を施工する者〕

作業基準の遵守義務は、届出の義務と同様、工事の施工者（下請業者を使用して工事を施工する場合は、元請業者）に課せられている。

【罰則について】

作業基準適合命令等に違反した者については、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる（→法第33条の2第1項）。

2.8 注文者の配慮

（注文者の配慮）

法第18条の19 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

【解説】

工事の作業内容は、注文者からの注文に左右されるところが大きい。しかしながら、注文者に作業基準の遵守義務が課されるわけではないため、注文者が作業基準を無視した注文を行った場合には、施工者は法律と発注の内容との間の板挟みになる可能性がある。

したがって、注文者には、作業が適切に遂行されるよう、注文に当たっては、除去等の方法を決定するための事前調査を含めた作業全般について、施工方法、工期、費用の面で適切な配慮を行うことが求められる。

なお、労働安全衛生法においても、労働者の安全と健康保護の確保の観点から、注文者の配慮義務が規定されている（同法第3条第3項）。

2.9 報告および検査

（報告および検査）

法第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気

の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告および検査)

施行令第12条第7項 環境大臣または都道府県知事は、法第26条第1項の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所および使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第18条の15第3項の環境省令で定める事項について報告を求め、またはその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物等、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具および資材(特定粉じんの排出または飛散を抑制するためのものを含む。)並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

【解説】

行政庁は、作業基準の遵守状況等について把握するため、工事の施工者(届出者)に対し必要な事項の報告を求め、工事の場所へ立入検査を行うことができる。

【罰則について】

法第26条第1項に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者については、20万円以下の罰金に処せられる(→法第35条)。

2.10 その他

(政令で定める市の長による事務の処理)

法第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の長が行うことができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

施行令第13条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務(工場に係る事務を除く。)、法第17条第2項の規定による通報の受理に関する事務、同条第3項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第20条の規定による測定に関する事務、法第21条第1項の規定による要請及び同条第3項の規定による意見を述べることに関する事務、法第22条第1項の規定による常時監視及び同条第2項の規定による報告に関する事務並びに法第24条の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、尼崎市、明石市、西宮市、加

古川市，呉市，大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては，法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は，政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第6条第1項，第7条第1項，第8条第1項，第11条（法第18条の13第2項において準用する場合を含む。），第12条第3項（法第18条の13第2項において準用する場合を含む。），第18条第1項及び第3項，第18条の2第1項，第18条の6第1項及び第3項，第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第9条，第9条の2，第14条第1項及び第3項，第15条第2項，第15条の2第2項，第18条の4，第18条の8，第18条の11，第18条の16並びに第18条の18の規定による命令に関する事務

三，四 略

五 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務

六～九 略

- 2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る同項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第252条の22第1項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては，法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は，指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一～三（略）

四 法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第23条第2項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務

五～八（略）

- 3 前項に規定する事務並びに法第23条第1項及び第2項の規定による措置に関する事務並びに同項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は，北九州市の長が行うこととする。この場合においては，法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は，北九州市の長に関する規定として北九州市の長に適用があるものとする。

【解説】

粉じんに関する規制に係る都道府県知事の権限に属する事務である，届出の受理，各種の命令に関する事務は，ばい煙の排出の規制と同様に大気汚染防止法上の政令市に委任されている。ただし，工場に係るもの（工場内の建築物等を含む。）は，相当技術的な事務の含まれる場合があることから，地方公共団体の対応能力等が考慮され，地方自治法（昭和22年法律第67号）

第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長だけに都道府県知事の権限に属する事務が委任されている。

なお、都道府県の条例により、特定粉じん排出等作業に係る届出の受理権限等が委任されている市（以下「条例委任市」という。）もある。

【参考】

都道府県，大気汚染防止法の政令市および条例委任市（都道府県知事から届出の受理その他の事務を委任されている市，施行令第 13 条第 1 項，第 2 項および第 3 項並びに条例）

北海道 札幌市，函館市，小樽市，旭川市，室蘭市，苫小牧市

青森県 青森市

岩手県 盛岡市

宮城県 仙台市

秋田県 秋田市

山形県

福島県 郡山市，いわき市

茨城県 ひたちなか市

栃木県 宇都宮市

群馬県 前橋市，高崎市

埼玉県 さいたま市，川越市，川口市，所沢市，春日部市，上尾市，草加市，越谷市，熊谷市

千葉県 千葉市，市川市，船橋市，松戸市，柏市，市原市

東京都 特別区，八王子市，東京都内全市（八王子を除く）

神奈川県 横浜市，川崎市，横須賀市，平塚市，藤沢市，相模原市

新潟県 新潟市

富山県 富山市

石川県 金沢市

福井県

山梨県

長野県 長野市

岐阜県 岐阜市

静岡県 静岡市，浜松市，沼津市，富士市

愛知県 名古屋市，豊橋市，岡崎市，豊田市

三重県 四日市市

滋賀県 大津市

京都府 京都市

大阪府 大阪市，堺市，豊中市，吹田市，高槻市，枚方市，八尾市，東大阪市

兵庫県 神戸市，姫路市，尼崎市，明石市，西宮市，加古川市

奈良県 奈良市

和歌山県 和歌山市

鳥取県

島根県

岡山県 岡山市，倉敷市

広島県 広島市，呉市，福山市，三次市

山口県 下関市

徳島県
香川県 高松市
愛媛県 松山市
高知県 高知市
福岡県 北九州市, 福岡市, 大牟田市
佐賀県
長崎県 長崎市, 佐世保市
熊本県 熊本市
大分県 大分市
宮崎県 宮崎市
鹿児島県 鹿児島市
沖縄県

※下線は、工場に係る届出先となる都道府県，指定都市若しくは中核市又は条例委任市

※波線は、延べ面積が500m²未満の建築物及び築造面積が500m²未満の工作物の届出先となる条例委任市

(罰則)

法第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第17条第3項，第18条の4，第18条の16，第18条の18または第23条第2項の規定による命令に違反した者

2 (略)

法第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

一 第6条第一項，第8条第一項，第17条の4第一項，第17条の6第一項，第18条の6第一項若しくは第三項または第18条の15第一項の規定による届出をせず，または虚偽の届出をした者

二 (略)

法第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第26条第一項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，または同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者

法第36条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人または人の業務に関し，前四条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

法第37条 第11条若しくは第12条第三項（これらの規定を第17条の12第二項又は第18条の13第二項において準用する場合を含む。）又は第18条の15第二項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，十万円以下の過料に処する。

【解説】

計画変更命令（法第18条の16），作業基準適合命令等（法第18条の18）に違反した場合，特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第18条の15第1項）をせず，または虚偽の届出を

した場合には罰則が課せられる（法第33条の2第1項、法第34条）。

法第18条の15第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第37条）。

また、このほか、法第26条第1項に基づく報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者については、20万円以下の罰金に処せられる（法第35条）。